

経営事項審査申請「チェックリスト」（国土交通大臣許可業者用）

本リストは、過去の経営事項審査（関東地方整備局）で誤り等の多い点について、まとめてあります。申請前の最終確認用として、ご活用下さい。（今後、適宜改訂していきます）
申請書等の作成については、「経営事項審査の手引き（監修：関東地方整備局）」をご参照下さい。

以下「項番」は、申請書の項番を表します。

経営事項審査申請に必要な「提出書類」をご用意下さい。

- 申請書等
- 添付書類 ※確認書類について、不足等はありませんか？
- 確認書類 別添 経営事項審査に係る「確認書類」チェック表をご確認下さい。

項番	確認内容	チェック欄
建設業法施行規則別記様式25の11(20001)帳票 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	[03] ▼今回の申請と前回の申請で許可番号が変わっている場合、本項への記載がありますか？ ※許可番号に変更が無い場合は記載の必要はありませんので、「空欄」となります。	<input type="checkbox"/>
	[14] ▼電話番号に誤りはありますか？ 本項の電話番号が「結果通知書」に記載されますので、お間違えのないよう確認して下さい。	<input type="checkbox"/>
	[16] ▼経営規模等評価等対象建設業とは、「経営事項審査」の受審を希望する業種です。 手数料（収入印紙）については、この項番に記載した業種について必要です。過不足ありませんか？ ▼別紙1 工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高の「工事の種類」に記載した業種と一致していますか？ ▼別紙2 技術職員名簿に記載した「業種コード」は、この項番に記載した業種の中に含まれている業種ですか？	<input type="checkbox"/>
	[17] ▼自己資本額は、貸借対照表（様式第15号）の「純資産合計」の数値と一致していますか？ ※審査対象は申請毎に、 <u>基準決算「1」</u> 又は <u>2期平均「2」</u> のどちらかを選択できます。 ※連結決算の場合でも、この項番は「単独決算」の数値となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	[18] ▼営業利益は損益計算書（様式第16号）の「営業利益」の数値と一致していますか？ ▼減価償却実施額については、「法人税申告書別表（別表十六（一）及び（二）他）」の数値と一致していますか？ ※連結決算の場合でも、この項番は「単独決算」の数値となりますのでご注意ください。 ▼経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は、その数値と一致していますか？ ※「参考値」について、決算変更等行っている場合は、「参考値」の数値とは一致しませんのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	[19] ▼技術職員数については、「別紙2技術職員名簿」に記載した人数の合計と一致していますか？	<input type="checkbox"/>
一	▼本頁の「連絡先」については、申請内容に係る質問等に回答できる方の連絡先（電話番号・FAX番号）が記載されていますか？ ※代理申請はもとより、作成代行を行い、補正等（当局からのご質問等）についても行政書士が対応する場合には「委任状」が必要です。	<input type="checkbox"/>
建設業法施行規則別記様式25の11別紙1(20002)帳票 工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高	[31] ▼事業年度は、選択した「計算基準の区分」に合わせて24ヶ月又は36ヶ月になっていますか？ ※計算基準の区分は、申請毎に「1」2年平均又は「2」3年平均のどちらか選択することができます。 3年平均を選択した場合、カラムには「2」を記載することになりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	[32] ▼【業種コード】について記載がありますか？ ▼【工事の種類】について記載がありますか？ ※【項番16】に記載されている経営事項審査を受審する業種全てについて記載が必要です。 ▼完成工事高については、「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の数値と相違はありませんか？ ※完成工事高が無い場合でも、空欄ではなく「0」の記載が必要となります。 ▼土木一式工事[010]、とび・土工・コンクリート工事[050]、鋼構造物工事[110]を受審する場合、以下のとおり内訳としてそれぞれの工事実績を記入しておりますか？ ▽土木一式工事 →（内訳工事） プレストレストコンクリート工事[011] ▽とび・土工・コンクリート工事 →（内訳工事） 法面処理工事[051] ▽鋼構造物工事 →（内訳工事） 鋼橋上部工事[111] ▼業種間積み上げ（加算）を利用している場合は、「工事種類別完成工事高付表（別記様式第1号）」を添付してありますか？ ▼計算基準の区分について「3年平均」を選択された場合は、「完成工事高計算表」の枠内に「前審査対象事業年度」の完成工事高・元請完成工事高の記載がありますか？ ※2年平均を選択された場合は、完成工事高計算表への記載は不要です。 ▼確認書類として、「工事経歴書（様式第2号）」記載の上位10件の建設工事について、契約書又は注文書及び請書が添付されていますか？ ※注文書と請書は、一対（セット）として必ず添付して下さい。 ※契約書等写しについては、「契約書等右上の余白部分」に業種、番号（工事経歴書記載順の番号）を記入していますか？ 例）土木一式工事について、工事経歴書の5番目に記載した契約書等は、「土-5」と記載する。	<input type="checkbox"/>
	[33] ▼その他工事について、実績無しの場合は、完成工事高/元請完成工事高のカラムに「0」と記載されていますか？ （空欄ではなく、「0」と記載して下さい。） ※あくまで記載できるものは、建設工事の「完成工事高」です。建設工事でない「兼業事業売上高」は計上できませんのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	[34] ▼合計欄について、記載がありますか？ 以下についてもご確認下さい ▼「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の合計の数値と一致していますか？ ▼「損益計算書（様式第16号）」の完成工事高と一致していますか？ 但し、VE縮減の実績がある場合は一致しませんので、「契約後VE縮減額証明書」を確認書類に添付下さい。	<input type="checkbox"/>

	項番	確認内容	チェック欄
建設業法施行規則別記様式25の11別紙3(20004帳票) その他の審査項目(社会性等)	[41] [42] [43] [44] [45]	労働福祉の状況	<input type="checkbox"/>
	[46]	建設業の営業年数	<input type="checkbox"/>
	[47]	防災活動への貢献の状況	<input type="checkbox"/>
	[48] [49]	法令遵守の状況	<input type="checkbox"/>
	[50] [51] [52]	建設業の経理の状況	<input type="checkbox"/>
	[53]	研究開発の状況	<input type="checkbox"/>
建設業法施行規則別記様式25の11別紙2(20005帳票) 技術職員名簿	[61]	別紙二 技術職員名簿	<input type="checkbox"/>
	—	最後に	<input type="checkbox"/>

▼雇用保険加入の確認書類は添付されていますか？
(審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面が必要です。
「労災保険」のみの確認書類を添付されている場合があるので注意して下さい)

▼健康保険及び厚生年金保険加入の確認書類は添付されていますか？
(審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面が必要です。
審査基準日を含む月に支払った領収書ではありませんので注意して下さい。)

▼建設業退職金共済制度加入の確認書類は添付されていますか？
(加入・履行証明書は、「経営事項審査申請用」のものがが必要です。)

▼退職一時金制度の確認書類で、労働基準監督署の受付印のある就業規則等を提出する場合、「退職金規程」(退職金に関する規程)も添付されていますか？
また、就業規則等において退職手当の定めがある場合においても、著しく低額であり名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払いが行われていない等と認められるものについては、導入とは判断いたしませんのでご注意ください。

▼法定外労働災害補償制度については、以下の①から④の要件全てに該当することが加点条件ですが、この要件が確認書類(書面)において確認できますか？
(以下の要件に一つでも該当しない場合、加点されません。)

- ①業務災害のほか、通勤災害担保があること
- ②死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること
- ③直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること
- ④当該申請者が施工する全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること

▼初めて許可(登録)を受けた年月日の記載がありますか？
▼営業年数は、初めて許可を受けた年月日から審査基準日までの満年数が記載されていますか？
(端数の月は切り捨てになります。満32年6ヶ月は、満32年と記載して下さい。)

▼防災協定の加入有りの場合、確認書類(協定書等)について、審査基準日時点で有効なものに限ります。確認書類は以下のいずれかの資料が添付されていますか？
▼申請者が国、特殊法人等又は地方公共団体と直接防災協定等を締結している場合、「防災協定書」のみ
▼申請者加入の団体等が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合、以下①及び②(両方)
①当該団体等の加入証明書等
当該団体等に加入し、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類等(防災活動計画書等)も必要です。
②当該団体等が、国、特殊法人等又は、地方公共団体と締結している防災協定書

▼営業停止処分・指示処分の有無について記載されていますか？
(審査基準日から過去1年間について、建設業法第28条に基づく処分を受けている場合は、記載しなければなりません。)
※「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止措置等」は該当しません。

▼監査の受審状況について、「3」経理処理の適正を確認した旨の書類の提出については、[項番51]に計上した常勤の職員によって作成されていますか？
▼公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数について、常勤の職員以外の者が計上されていませんか？

▼研究開発費が有る場合、
研究開発費の金額は、確認書類の「注記表(様式第17号の2)」に記載してある研究開発費の数値を計上下さい。
確認書類の「注記表(様式第17号の2)」には、研究開発費の金額が記載されていますか？
※[項番51]における「会計監査人の設置」に該当する場合のみ評価されます。
▼研究開発費が無い場合は、金額欄に「0」と記載されていますか？
(実績が無い場合でも空欄ではなく、必ず「0」と記載して下さい。)

▼書式を変更してはいませんか？
※書式の「通番」は、全頁「1～30」となります。(2頁以降「31～60」にはしないで下さい。)

▼業種コードについて同じ業種を2つ記載していませんか？
※1人の技術職員について、同じ業種を2つは申請できません。)

▼確認書類は、名簿記載順に「①合格書(免状)、②監理技術者資格証、③監理技術者講習修了証」の順番に揃えていますか？
※1人の技術職員毎に上記①～③をセットで揃えて下さい。

▼技術職員について、常勤性の確認書類(標準報酬決定通知書等)に氏名の記載があるか確認されましたか？
※標準報酬の決定通知書等の確認書類の氏名余白部分に、技術職員名簿の頁及び通番を記載して下さい。
例)3頁通番5の方は、氏名の横に、「3-5」、二級経理試験合格者は、「二級経理」と記載)

▼講習受講欄について有[1]、無[2]の記載はされていますか？
(「空欄」はありません。「1」以外は「2」を記入下さい。)
※講習受講欄が「1」となるのは下記の全ての要件をみたしている方のみです。
①法第15条第2号イ(1級国家資格者相当)に該当する者であること(実務経験の者は含まない)
②監理技術者資格証の交付を受けていること
③監理技術者講習を審査基準日より5年以内に受講していること

▼実務経験(001及び002資格)の方について「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」は作成・添付されていますか？

申請書を鉛筆で書いていませんか？(黒又は青色のボールペン等消えないものをご記入願います)
確認書類については、別添「確認書類」チェック表においてご確認下さい。
確認書類は原則返却致しませんので、原本でなく必ず写し(コピー等)を提出して下さい。
(当局からの補正時にも対応できるよう確認書類の副本をご用意しておくことをお勧めいたします)

経営事項審査に係る「確認書類」チェック表【国土交通大臣許可業者用】

チェック	必須	確認書類 ※全て写し(コピー)		備考
<input type="checkbox"/>	①	審査対象事業年度 ・消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2) ・消費税納税証明書(その1)		
<input type="checkbox"/>	②	審査対象事業年度 工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※記載順に上位から10件 10件に満たない場合は全て		※契約書等の右上余白部分に工事経歴書記載の順に番号を記入下さい 例)土木一式(工事経歴書)3番目に記載の契約書等「土-3」と記入
<input type="checkbox"/>	③	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ※完成工事高の計算基準の区分に合わせて2期又は3期分		税抜き表示のもの
<input type="checkbox"/>	④	法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※2期分 但し、経営状況分析結果通知書に「参考値」が記載されている場合は省略可ですが、 [項番17]自己資本額において、2期平均を選択している場合には、前期分の貸借対照表(様式第15号)が必要となります		貸借対照表及び損益計算書については、建設業法施行規則で定められた書式以外は不可
<input type="checkbox"/>	⑤	技術職員及び公認会計士等(15)に計上している方の常勤性の証明	以下の資料の「いずれか」 ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額を通知する書面	審査基準日を含む期間のもの
<input type="checkbox"/>	⑥	技術職員の資格等の証明	技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 ①合格証等 ②001及び002資格の技術職員名簿一覧表 ③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ※監理技術者資格者証等で資格が確認できれば合格証等を添付しなくても可	技術職員名簿の記載順に合格証等を添付すること (1人の技術者毎に合格証等、監理技術者資格者証、講習修了証の順にセット)
	任意	項番	書類名等	備考
<input type="checkbox"/>	⑦	[項番41] 雇用保険加入	①労働保険概算・確定保険料申告書の控え ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	審査基準日を含む期間のもの
<input type="checkbox"/>	⑧	[項番42] 健康保険及び厚生年金保険加入	以下の資料の「いずれか」 ①健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む期間のもの
<input type="checkbox"/>	⑨	[項番43] 建設業退職金共済制度加入	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑩	[項番44] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	退職一時金 以下の資料(①～⑦)の「いずれか」 ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③労働基準監督長印のある就業規則又は労働協約 企業年金 ④厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑦資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑪	[項番45] 法定外労働災害補償制度加入	以下の資料(①～④)の「いずれか」 ①(財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象とはなりません ア.業務災害のほか、通勤災害担保があること イ.死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること ウ.直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること エ.当該申請者が施工する全ての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること	審査基準日に加入していることが証明できるもの
<input type="checkbox"/>	⑫	[項番47] 防災協定の締結	以下の資料の「いずれか」 ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書 ②申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る
<input type="checkbox"/>	⑬	[項番48・49] 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書	建設業法28条に基づく処分です 発注者が行う指名停止等措置は該当しません
<input type="checkbox"/>	⑭	[項番50] 監査の受審状況 1.会計監査人の設置・ 2.会計参与の設置・ 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	1:有価証券報告書若しくは監査証明書 2:会計参与報告書 3:建設業の経理実務の責任者(社内常勤)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものの	
<input type="checkbox"/>	⑮	[項番51・52] 公認会計士等の数	合格証等	⑤の常勤性の証明も必要です
<input type="checkbox"/>	⑯	[項番53] 研究開発費の状況	注記表(様式第17号の2) ※2期分	建設業法施行規則で定められた書式以外は不可

※申請内容によっては提出する必要のない書類もあります。
 ※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
 ※「確認書類」返却しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出